

3. 賠償責任事故発生からお支払いまでの流れ

- 2020年6月からの制度改定で個人賠償給付金と受託品賠償給付金を一本化して「賠償責任給付金」とし、補償内容を拡充しました。
(限度額の引き上げ、受託品賠償における示談代行サービス付帯、補償範囲の拡大)

(1)賠償責任給付金 ご請求の流れ(26頁の図参照)

賠償事故が発生した場合、請求前に先ずは「賠償事故報告書」をFAXでご連絡下さい。

※ご連絡前に示談した場合、示談額が支払われない場合がありますので、示談前のご連絡をお願いします。

<賠償事故が起きたら・・・>

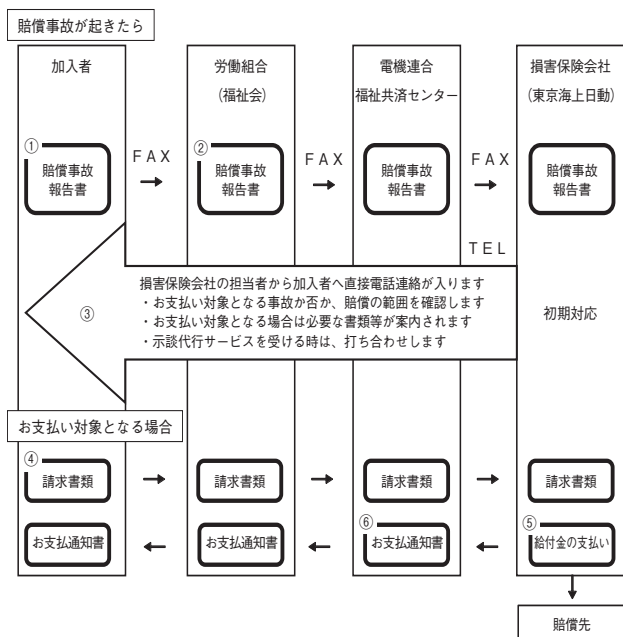
- ①加入者が「賠償事故報告書」を記入します。
- ②所属の労働組合（福祉会）を經由し福祉共済センターに「賠償事故報告書」をFAX連絡をします。
- ③損害保険会社（東京海上日動）から加入者に直接電話連絡が入ります。

<お支払い対象となる場合>

- ④請求書類を所属の労働組合（福祉会）を經由して提出します。
- ⑤給付金は損害保険会社（東京海上日動）から直接賠償先（相手方）または、福祉共済センターから加入者へ振込みます。
- ⑥お支払い通知書は、他の給付請求と同様に福祉共済センターから所属の労働組合（福祉会）を經由し送付します。

(2)賠償責任給付金の支払方法

- ①被害者は、加入者（被共済者）が被害者に支払うべき損害賠償金の給付金請求権について、先取特権（被害者が他の者に先立って優先的に賠償を受けられる権利）を有します。
- ②給付金は、次のいずれかに該当する場合にお支払いします。
 - a. 加入者（被共済者）が被害者に損害賠償金を支払済みの場合
 - b. 加入者（被共済者）に損害賠償金（給付金）を支払うことを被害者が承諾している場合
 - c. 損害保険会社（東京海上日動）から直接、被害者に損害賠償金（給付金）を支払う場合
- ③(2)②C.の場合、賠償責任給付金は損害保険会社（東京海上日動）から、直接被害者への支払いとなります。



(3)注意事項

- ①損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ損害保険会社(東京海上日動)の承認を得ないでその全部または一部を承認しないでください。
相談なく不適切な示談をした場合、自己負担額が生じることもありますのでご注意ください。
 ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ②他人に損害賠償の請求ができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- ③盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察に届け出てください。
- ④損害賠償の請求について訴訟を提起する、または提起された場合には、遅滞なく通知してください。